

献上桃の郷。

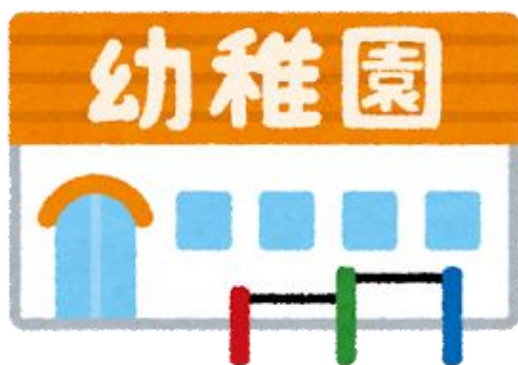


こおりまち

桑折町

令和8年度

預かり保育園児募集要項



問い合わせ先

醸芳幼稚園

☎582-3014

教育委員会 教育文化課 こども教育係

☎582-2403

桑折町教育委員会

釀芳幼稚園児を幼稚園降園後から最長で午後7時まで、保護者に代わって保育します。

保育場所及び開設日時について

釀芳幼稚園預かり保育室 ☎582-3014 児童館 ☎582-1500 (土曜日は、児童館で合同保育)	登園日(月曜日から金曜日)	午前7時30分から午前8時(早朝預かり保育) 幼稚園降園後から午後7時
	土曜日、長期休業日、振替・ 臨時休業日	午前7時30分から午後7時

※国民の祝日に関する法律に定められている休日及び日曜日並びに年末年始の期間(12月29日から1月3日までの6日間)及びお盆の期間(8月14日から8月16日までの3日間)は実施しない。

令和8年度 常時預かり保育園児を募集します！

◇申込期間 令和7年11月17日(月)～28日(金)

施設等利用給付認定について

常時預かり保育に登録して、保育料無償化の対象となるには、以下の要件を満たし、町から施設等利用給付認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。(継続利用で認定内容に変更がある場合は、認定変更申請が必要です。)

保育を必要とする事由

保護者及び世帯員全員が次の「保育を必要な事由」に該当する園児です。

※70歳以上の祖父母や18歳以下の学生(高校生まで)・児童は必要ありません。

- ①就労 1ヵ月に48時間以上、家庭外で仕事をしている場合、または家庭で日常の家事以外の仕事をしている場合
- ②母親の出産等 妊娠中や出産後間もなく、兄姉の保育が困難な場合
- ③疾病等 病気や心身に障害を有している場合
- ④病人の介護 親族の常時看護・介護(要介護1以上)をしている場合
- ⑤家庭の災害 火災、地震その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑥求職活動をしている場合
- ⑦就学 学校に在学している、または職業訓練を受けている場合 ※週3日、1日4時間以上通学していること
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業中の継続利用 保護者が出産により、育児休業を取得したときに、既に預かり保育を利用している子(兄・姉)が保育を引き続き必要 家庭で必要な保育を行うことが困難な状態であると認められる場合は継続できます。
- ⑩その他①～⑨に類する状態にあると認められる場合

保育を利用できる期間

認定要件	保育期間
①	当該年度の3月31日まで ※ただし 就労期間が年度途中で終了する場合はその日まで
②	産前8週間。産後は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	90日を限度(年度内1回のみ)
⑦	卒業(修了)する日まで
⑨	出産した子(弟・妹)が1歳になる前の月まで
③④⑤⑧⑩	保育が必要と認められる期間

申込み

対 象 保護者及び世帯員全員(※1)が 保育を必要とする事由 に該当する園児

受付期間 令和7年11月17日(月)～28日(金)

※土曜日、日曜日、祝日を除く

受付時間 午前8時30分～午後4時30分

(幼稚園入園願書受付時間と同じ)

受付場所 釧路幼稚園・預かり保育室

(※1)世帯員全員

70歳以上の祖父母や18歳以下の学生(高校生まで)、児童は必要ありません。

提出書類 **全ての書類の鉛筆書きでの書類提出は不可**

新規利用児(①～④)、継続利用児は(②)を提出してください。※必要に応じて③④を添付してください。

①子育てのための施設等利用給付認定申請書

※①②の各項目については、利用開始時(令和8年4月1日)の状況で記入してください。(例:現在就学中だが、4月より求職の場合は「求職活動」)

②預かり保育利用申込書

③**保育を必要とする事由を証明する書類** 保護者及び世帯員全員分(※1)の書類を添付してください。

また、兄妹等同時に同施設へ申し込む場合は、世帯全員分の書類は1部ずつの提出で構いません。

就労証明書の雇用期間が利用開始前(令和8年3月31日まで)に終了する方は、必ず「満了後の更新の有無欄」に契約更新の有無について記載するよう、雇用主に伝えて下さい。

④委任状(習い事等) ※保護者の送迎が原則ですが、保育施設から直接、習い事等へ行く場合は、習い事等の職員が施設へ迎えに来る場合に限り、保護者等の迎えとして取り扱います。委任状は、幼稚園にあります。

③保育を必要とする事由を証明する書類について

・継続児の場合、現況届に記載した「保育を必要とする事由」に変更がない方については提出を省略できます。

・変更のある方、就労契約更新のある方は、その都度提出願います。

※保護者及び世帯員全員分(※1)を提出

事由	必ず提出する書類	備考
就労	○就労証明書(会社勤めの方)(業種が農業の場合はこちらです) ○自営業・農業申立書(経営が保護者、配偶者、親族の場合)	最低、月48時間以上就労していること
母親の出産等	○保育必要事由申立書 ○母子手帳の写し(母氏名と出産予定日または出産状態を記載した頁)	
疾病等	○保育必要事由申立書 ○障害者手帳の写し・診断書(原本)・意見書・療養計画書・要介護認定結果通知の写し等のいずれかを添付	「保育ができないこと」が明記されていること
病人の介護	○保育必要事由申立書 ○介護保険被保険者証の写し・障害者手帳の写し等のいずれかを添付	介護度1程度以上の記載
家庭の災害	○保育必要事由申立書	
求職活動	○求職活動状況申立書 ○ハローワークの登録証の写し	年度内1回
就学	○就学状況申立書 ○在学証明書・学生証の写し・職業訓練受講決定通知書等のいずれかを添付	週4日、1日4時間以上通学していること
育児休業中の継続利用	○保育必要事由申立書 ○必要性の理由が認められるもの	
その他	○保育を必要とする事由がわかる書類	

注意事項

◎書類が全て揃ってからの受付となります。

◎全ての書類は、事実に基づき正確に記入し、申込みしてください。内容が事実と異なる場合は、承諾を取り消すこともあります。

◎申込み児童の家庭で保育料の未納がある場合は、完納してから申込みをしてください。

◎申込み内容の変更や利用を取りやめる場合は、速やかに幼稚園へ連絡してください。

◎申込み内容に虚偽があった、真実と相違した場合や、申込み内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、承諾を取り消し、預かり保育料を徴収させていただきます。

日程

令和8年2月中旬に予定しています保護者説明会で、4月より保育を利用する園児に「預かり保育利用承諾書」及び「施設等利用給付認定通知書」を配付します。なお、**年度途中に保育の利用を開始する園児については、利用する前月に配付します。**また、保育開始は、令和8年4月1日(水)となります。

保育料等

保育料

区分	保 育 料(日 額:円)
常時預かり保育料	450

保育料は、暦月を単位として計算された額となり、利用日数に応じて1日あたり450円、**月額11,300円を上限に無償**となります。なお、上限を超えた場合は、翌月に発行する納付書により現金で納入してください。

おやつ代

※預かり保育で現金徴収

平日 月額 2,000円 (土曜日利用時のおやつは持参いただきます)

その他

- 家庭の状況に変更があった場合や利用を取りやめる場合は、速やかに幼稚園に連絡ください。
- 預かり保育利用承諾及び施設等利用給付認定決定の際、幼稚園教諭や支援員、教育文化課職員による聴き取り調査を行うことがあります。
- 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、預かり保育利用承諾及び施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 預かり保育は、家庭で保育できない児童が利用する所です。家庭での保育が可能な場合は家族で過ごしていただき、適切な預かり保育利用をお願いします。

臨時預かり保育について

釧路幼稚園児を対象に、常時預かり保育を登録しなくても急用などで一時的に保育が受けられない園児や、保護者の就労等で家庭での保育が受けられない園児を臨時に保育します。

※「**幼児教育・保育の無償化**」の対象にはなりません。

提出書類

臨時預かり保育利用申込書 **※鉛筆書き・コピーでの書類提出は不可**

※臨時預かり保育利用申込書は、釧路幼稚園・預かり保育室にありますので、申し出てください。なお、受付時間は午前8時30分～午後4時30分までですので、臨時保育を受ける**前日までに、必ず書類を提出**してください。

保育料等

保育料は、翌月に発行する納付書により現金で納入してください。また、平日のおやつ代日額100円を預かり保育で現金徴収します。(集金日等は預かり保育支援員に確認してください。)(土曜日利用時のおやつは持参いただきます。)

区分	保 育 料(日 額:円)	
1	平日	500
2	土曜日、長期休業日、振替休業、臨時休業日	700